

かわさきTMO通信

＜毎度おじゃまします・かわさきTMOタウンマネージャーです＞

2014年2月号 No.51

- 新宿歌舞伎町視察報告
- 川崎駅東口周辺の道路適正利用
- かわさき商店街協定の進捗
- 事務局だより

発行元：川崎商工会議所
 発行責任者：会長 猪熊俊夫
 編集責任者：タウンマネージャー 笹原克
 発行日：2014年2月25日
 発行部数：1,000部
 ◆連絡先
 TEL：044-211-4114
 FAX：044-211-4118
 Email：
 sasahara@kawasaki-cci.or.jp
 「まちづくり情報交換誌」を目指しています。タウンマネージャーにお気軽に情報をお寄せください。ご意見・ご感想・ご要望大歓迎です！

◇新宿歌舞伎町視察報告

新宿歌舞伎町といえば、全国でも有数の歓楽街として有名です。歓楽街ゆえに「怖い街」という評価を得ています。新宿区では、このような街の評価を払しょくするために、「歌舞伎町ルネッサンス」という事業を進めています。この事業は、商店街振興組合、町会、警察、消防署、民間企業で構成される「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」を立ち上げ、三つのプロジェクトに取り組んでいます。一つは、「クリーン作戦プロジェクト」で犯罪インフラの除去と街の美化を行います。第二は、「地域活性化プロジェクト」で文化の創造発信と賑わいづくりを行います。第三は、「まちづくりプロジェクト」です。

今回、かわさきTMOでは、川崎駅東口の街の環境に対する危機感を背景に、歌舞伎町の取組を視察し、その取組のヒヤリングを行ってきました。先のプロジェクトであれば、第一の「クリーン作戦プロジェクト」です。このプロジェクトは、三つの対策を実施しています。一つは、「客引き対策・等の防犯対策」です。二つ目は「防災・帰宅困難者対策」、三つ目が「落書き

防止対策」です。今回TMOが最も関心を持ったのは、一番目の「客引き対策」でした。新宿区は、昨年6月に「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、新宿区、商店街振興組合、警察と連携して「客引きパトロール・客引き撲滅キャンペーン」を実施しています。TMOのメンバーは、新宿区区长室特命プロジェクト推進課より本事業の全体をヒヤリングし、そのあとに「客引きパトロール」に同行しました。

まず、条例ですが、客引きを取り締まる法的根拠は、基本的にありません。神奈川県迷惑防止条例というのがありますが、これは風俗の客引きの取り締まりで、その他の居酒屋などの客引きや呼び込みなどは、取り締まり対象外となっています。新宿区においても、取り締まりパトロールを行った際に、客引きから取り締まる権限があるのかと問いただされ、それに応えられず、取り締まりの法的根拠を定めるために条例の制定にふみきったということでした。つまり、条例を制定したからといって、客引きがなくなるわけではなく、行政、商店街、町会、警察との連携による対応(例えば、パトロー

ル、キャンペーン、チラシ配布、ポスター掲示などを法的手続きにのっとり行うことを担保するために条例があると考えた方がいいようです。川崎駅東口の客引きの多さは、街を歩く人たちにとって不愉快であり、迷惑であり、ある時は危険でさえあります。街の環境を改善するために、何らかの方策を取らなければならない時になっています。



→ バナーには「客引き行為等禁止」の文字



→ 新宿区作成のチラシ

(タウンマネージャー 笹原克)

◇川崎駅東口周辺の道路適正利用

2月13日に「第一回川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会」が開かれました。建設緑政局路政課が中心になり、同局自転車対策課、経済労働局商業観光課、市民こども局地域安全推進課、川崎区危機管理担当、川崎区道路公園センター、川崎警察署生活安全課、同交通課、砂子二丁目町内会、駅前本町町内会、二つの商店街（中央商連、駅前商連）、八つの商店街（チツタ通り、銀柳街、銀座街、駅前大通り、駅前大通り灯親街、たちばな通り、仲見世通り、砂子通り）そして、かわさきTMOで構成されています。

この協議会の目的は、協議会名が示す通り、「川崎駅東口周辺地区の道路の適正利用を図るための対策を協議することです。ここでいう適正利用とは、主に「はみ出し看板、はみ出し商品展示」という道路交通法を犯して道路を未許可で占有している行為を指しています。さらに、本協議会の議論の中で、道路適正利用のなかに、「客引き行為」「放置自転車」「ゴミ収集」なども含めて議論することとなりました。

協議会では、最初に現状認識の確認

を行いました。東口周辺地区でははみ出し商品展示、はみ出し看板の実情については、出席者一同現状が大きな問題であることで確認されました。また、その対策として、これまでも商店街と警察による警告のビラ配り、かわさきTMOの商店街協定、路上看板への一斉指導や一斉撤去の取組を確認しました。これらを踏まえて、次回より具体的な効果ある対策を検討していくこととなります。

今後本協議会で道路の適正利用を議論するにあたっては、その前提として、法的根拠がどこにあるかの整理が必要となるのではないのでしょうか。一つは、道路交通法三二条。三二条では、道路占有できる物件が示されており、第一項第七号物件に「看板」「標識」「旗ざお」「幕およびアーチ」があります。この物件に関しては、道路占有許可を得ることで道路上に置くことができます。しかし、認められていない物件（例えば商品展示）は、明らかに違法で、第一一九条により3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられます。今後の協議会での方向についても逐次報告していきます。

（タウンマネージャー 笹原克）

◇かわさき商店街協定の進捗

かわさきTMOが中心になり平成24年3月にまとめた「川崎駅周辺地区商店街協定」は、川崎駅周辺地区より良い都市環境、快適な商業環境を形成するために12商店街が締結した協定です。そこでは、「はみ出し看板の禁止」「はみ出し商品展示の禁止」「放置自転車排除」「客引き行為の禁止」「荷捌きの適正化」「街の国際化」がうたわれています。

締結から2年を経過しており、協定に賛同する個店も次第に増えております。しかし、まだその数は街全体を動かすに至っておりません。本号で取り上げてきた新宿区の客引き防止条例や本市の道路適正利用推進協議会の動きとも連動しながら、自主的な活動が基本となるといえます。



△認定店舗の目印「ステッカー」

（タウンマネージャー 笹原克）

◇事務局だより

表面で紹介している歌舞伎町視察では、新宿三丁目に常設されているオープンカフェも見学してまいりました。左の写真（上）のように赤い毛氈の上に、6つの赤いパラソルと白いテーブル。一目でオープンカフェとわかる雰囲気作りでした。川崎の駅前にも早くこのような光景を実現したいものです。

さて、TMOでは、オープンカフェ用の緑のパラソル&テーブル（写真・下）を4セット保有しております（※椅子はございません）。常設になるまでは、これらが無償で貸出いたしますので、イベント等にご利用希望がございましたら、かわさきTMO事務局（☎044・211・4114）までご連絡ください。



（事務局 六反友佳里）